

関係省庁等への要望書(R6.11.19) 抜粋

全国自治体病院開設者協議会
 公益社団法人 全国自治体美容院協議会
 全国自治体病院経営都市議会協議会
 全国知事会
 全国都道府県議会議長会
 全国市長会
 全国市議会議長会
 全国町村会
 全国町村議会議長会
 公益社団法人 国民健康保険中央会

【要望項目】 内容省略

1. 新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症への医療体制について
2. 地域医療構想について
3. 医師確保、医師偏在解消について
4. 医療従事者の負担軽減及び医師等の働き方改革の推進について
5. 精神科医療について
6. 医療人材の確保について
7. 医療分野におけるデジタル化の推進・活用について
8. 公立病院の運営の確保について

国においては、以上8の事項について確実かつ早急に取り組むよう強く要望する。

***** 以下、要望書の抜粋 *****

8. 公立病院の運営の確保について

(1)財政措置等について

病院事業に係る地方交付税措置については、厳しい財政状況下で、自治体病院が担う小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療、更には医師の確保に配慮した制度の拡充が図られてきたところであるが、現状は度重なる諸物価高騰や、**新型コロナウイルス感染症まん延後の患者数の減少による減収も相まって、大変厳しい経営状況**となっている。また、**今年度は政府を挙げて賃金アップを推進しており、令和6年度の人事院勧告において、平均 2.76%以上の賃上げと約30年振りとなる高水準のベースアップとなっている。**それらを想定して、**令和6年度診療報酬改定においてベースアップ評価料として 2.5%の財源を確保されたものの、実情は、若手看護師や会計年度任用職員等が多い医療機関の推計値としてベースアップ額が平均 4%を超えており、令和7年度の賃上げを考慮すると根本的に対応を行わない限り、経営破綻も現実的になってくる。**

要望事項

物価・賃金の上昇等社会経済情勢に即してその所要額を確実に確保するためにも予算フレームそのものを見直すなど、**公立病院に対する制度的・財政的支援をはじめ、地域医療の確保・維持のために必要な交付金や補助金等の措置の充実を図ること。**

また、病院事業に係る地方交付税措置については、地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のために措置されている**普通交付税の病床割の単価を引き上げる等**の自治体病院の運営に支障を来すことのないよう**大幅な見直し**を行うこと。なお、医療介護連携の観点から、介護医療院

についても同様に交付税措置の対象とすること。

さらに、人事院勧告による給与改定の対応としては、令和6年度診療報酬改定において対象外となっている職種も含めた医療人材を確保するためにも、ベースアップ評価料を随時見直すなどの柔軟な対応を行うこと。

(2) 医療機関等における物価高騰への支援について

新型コロナウイルス感染症や国際情勢等による電気・ガス等のエネルギー価格・食材料費・医療材料費等に係る物価高騰は2022年秋季以降、より顕著に続いている。食材料費の高騰は国民への生活に影響を及ぼしているのみならず、治療食の高騰にもみられるように、医療機関にも甚大な影響を及ぼしている。そのことから、政府の「骨太の方針 2024」においても、来年度の社会保障について、「これまでの歳出改革努力を踏まえた上で、経済・物価動向等に配慮しながら検討する」と記載されたところである。他業種では販売価格への価格転嫁で対応が可能だが、医療機関は、国が定める診療報酬(公定価格)により経営を行っているため医療サービスに価格転嫁ができず、厳しい状況が続いており、もはや医療機関の経営努力のみでは対応することが困難な状況である。

要望事項

諸物価の高騰による医療提供コストの上昇への対応については、令和6年度診療報酬改定において若干の報酬アップがなされたが、なお充分とはいえず、健全な経営が維持できるよう、補助金・交付金を含めた必要な財政措置を講じること。

(3) 医療従事者への処遇改善について

諸物価の高騰等が引き金になり、医療従事者への処遇改善が課題となっているが、医療従事者の確保自体にも支障が生じる状況になっている。令和6年度診療報酬改定では、改定率 0.88%のうち「看護職員、病院薬剤師やその他の医療関係職種について、24 年度にベア+2.5%、25 年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応」として+0.61%が措置されているものの、診療報酬のみでは医療従事者の賃金引き上げに十分対処できない。

要望事項

令和6年度診療報酬改定により、医療職種等の人件費アップ分について、一部評価されたが、他の業界と比較すると充分とはいえず、今回の改訂の対象外となった職種も含めた医療人材を確保するためにも引き続き必要な財政措置を講じること。また、ベースアップ評価料の届出、報告など、診療報酬請求事務等において、手続を簡素化すること。

(4) 自然災害等による緊急時の医療提供体制確保への支援 [省略]

以上